

<修正案>  
帯広市地域防災計画  
(一般災害編)  
新旧対照表

令和 8 年(2026 年) 6 月

帯広市防災会議

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																												
P1	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、帯広市防災会議が作成する計画であり、本市の地域における防災に関し、予防、応急、復旧等の災害対策を確立するとともに、防災関係機関がとるべき措置を定め、その機能のすべてをあげて、市民をはじめ観光客や外国人等、本市に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、帯広市防災会議が作成する計画であり、本市の地域における防災に関し、予防、応急、復旧・復興の災害対策を確立するとともに、防災関係機関がとるべき措置を定め、その機能のすべてをあげて、市民をはじめ観光客や外国人等、本市に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																												
P1	<p>第3節 計画の効果的促進</p> <p>(略)</p> <p>さらに、災害対応に当たる職員等の_____感染症対策の徹底や、_____避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p>	<p>第3節 計画の効果的促進</p> <p>(略)</p> <p>さらに、災害対応に当たる職員等の過剰勤務抑制、健康管理、感染症対策の徹底や、スフィア基準を踏まえた避難者のプライバシー確保や過密抑制など避難所における避難生活の質の向上の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p>	<p>避難所に関する取組指針・ガイドライン等を踏まえた修正</p>																												
P4	<p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	北海道総合通信局	(略)	新設	新設	_____	_____	_____	_____	新設	新設	_____	_____	_____	_____	<p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北海道管区行政評価局釧路行政監視行政相談センター</td> <td>①被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>北海道防衛局帯広防衛支局</td> <td>①災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 ②在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 ③自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	北海道総合通信局	(略)	北海道管区行政評価局釧路行政監視行政相談センター	①被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。	北海道防衛局帯広防衛支局	①災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 ②在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 ③自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。	<p>北海道管区行政評価局が指定地方行政機関に指定されたことに伴う修正</p> <p>北海道地域防災計画との整合を図る修正</p>
機 関 名	事 務 又 は 業 務																														
(略)	(略)																														
北海道総合通信局	(略)																														
新設	新設																														
_____	_____																														
_____	_____																														
新設	新設																														
_____	_____																														
_____	_____																														
機 関 名	事 務 又 は 業 務																														
(略)	(略)																														
北海道総合通信局	(略)																														
北海道管区行政評価局釧路行政監視行政相談センター	①被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。																														
北海道防衛局帯広防衛支局	①災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 ②在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 ③自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。																														
P6	<p>6 指定公共機関（公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 北海道東支店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	東日本電信電話株式会社 北海道東支店	(略)	(略)	(略)	<p>6 指定公共機関（公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本株式会社 北海道東支店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	NTT東日本株式会社 北海道東支店	(略)	(略)	(略)	<p>社名変更に伴う修正</p>																
機 関 名	事 務 又 は 業 務																														
東日本電信電話株式会社 北海道東支店	(略)																														
(略)	(略)																														
機 関 名	事 務 又 は 業 務																														
NTT東日本株式会社 北海道東支店	(略)																														
(略)	(略)																														

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																																							
P8	<p>第8節 市民及び事業所の基本的責務等 (略)</p> <p>1 市民の責務 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害時の対策 <b>新設</b></p> <p>① 隣近所の安否確認 ② 近隣の負傷者や要配慮者に対する救助・支援 ③ 地域における被災状況の把握 ④ 初期消火活動等の応急対策 ⑤ 避難所での自主的活動 ⑥ 道・市・防災関係機関の活動への協力 ⑦ 自主防災組織の活動 ⑧ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</p>	<p>第8節 市民及び事業所の基本的責務等 (略)</p> <p>1 市民の責務 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や<b>防災教育等により</b>、災害教訓の伝承に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害時の対策</p> <p>① <b>避難指示等を踏まえた迅速安全な避難</b> ② 隣近所の安否確認 ③ 近隣の負傷者や要配慮者に対する救助・支援 ④ 地域における被災状況の把握 ⑤ 初期消火活動等の応急対策 ⑥ 避難所での自主的活動 ⑦ 道・市・防災関係機関の活動への協力 ⑧ 自主防災組織の活動 ⑨ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた修正</p>																																																																																							
P10	<p>第2章 帯広市の概況 第1節 自然条件 (略)</p> <p>3 気象 (1) 概況 本市の気候は、北半球特有の亜寒帯気候区に属し、春と秋は短く夏は割合に高温である。冬は厳しい寒さで雪は少なく晴天の日も多く、いわゆる大陸的気候である。最近の現象では、冬の多雪に見舞われたり、昭和49年には積雪等に等しいこともあった。また、記録によると、帯広の最低気温は、明治35年1月26日に氷点下38.2℃まで下がり、最高気温は令和元年5月26日<b>の</b>38.8℃である。</p>	<p>第2章 帯広市の概況 第1節 自然条件 (略)</p> <p>3 気象 (1) 概況 本市の気候は、北半球特有の亜寒帯気候区に属し、春と秋は短く夏は割合に高温である。冬は厳しい寒さで雪は少なく晴天の日も多く、いわゆる大陸的気候である。最近の現象では、冬の多雪に見舞われたり、昭和49年には積雪等に等しいこともあった。また、記録によると、帯広の最低気温は、明治35年1月26日に氷点下38.2℃まで下がり、最高気温は令和元年5月26日<b>及び令和7年7月24日</b>の38.8℃である。</p>	<p>時点修正</p>																																																																																							
P11	<p>(2) 過去の気象記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均湿度</th> <th rowspan="2">総降水量</th> <th rowspan="2">最深積雪</th> <th rowspan="2">日照時間</th> <th rowspan="2">平均風速</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>S61</u></td> <td><u>5.5</u></td> <td><u>35.1</u></td> <td><u>-23.2</u></td> <td><u>72</u></td> <td><u>810.0</u></td> <td><u>35</u></td> <td><u>2163.2</u></td> <td><u>1.9</u></td> </tr> <tr> <td><u>62</u></td> <td>6.3</td> <td>33.4</td> <td>-25.2</td> <td>70</td> <td>749.0</td> <td>61</td> <td>2089.2</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td><u>9.2</u></td> <td><u>38.8</u></td> <td><u>-17.8</u></td> <td><u>73</u></td> <td><u>909.0</u></td> <td><u>129</u></td> <td><u>2123.7</u></td> <td><u>1.9</u></td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (℃)			平均湿度	総降水量	最深積雪	日照時間	平均風速	平均気温	最高気温	最低気温	<u>S61</u>	<u>5.5</u>	<u>35.1</u>	<u>-23.2</u>	<u>72</u>	<u>810.0</u>	<u>35</u>	<u>2163.2</u>	<u>1.9</u>	<u>62</u>	6.3	33.4	-25.2	70	749.0	61	2089.2	2.2	(略)									<u>7</u>	<u>9.2</u>	<u>38.8</u>	<u>-17.8</u>	<u>73</u>	<u>909.0</u>	<u>129</u>	<u>2123.7</u>	<u>1.9</u>	<p>(2) 過去の気象記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均湿度</th> <th rowspan="2">総降水量</th> <th rowspan="2">最深積雪</th> <th rowspan="2">日照時間</th> <th rowspan="2">平均風速</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>S62</u></td> <td>6.3</td> <td>33.4</td> <td>-25.2</td> <td>70</td> <td>749.0</td> <td>61</td> <td>2089.2</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td><u>9.2</u></td> <td><u>38.8</u></td> <td><u>-17.8</u></td> <td><u>73</u></td> <td><u>909.0</u></td> <td><u>129</u></td> <td><u>2123.7</u></td> <td><u>1.9</u></td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (℃)			平均湿度	総降水量	最深積雪	日照時間	平均風速	平均気温	最高気温	最低気温	<u>S62</u>	6.3	33.4	-25.2	70	749.0	61	2089.2	2.2	(略)									<u>7</u>	<u>9.2</u>	<u>38.8</u>	<u>-17.8</u>	<u>73</u>	<u>909.0</u>	<u>129</u>	<u>2123.7</u>	<u>1.9</u>	<p>時点修正</p>
年	気 温 (℃)			平均湿度	総降水量						最深積雪	日照時間	平均風速																																																																													
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																																							
<u>S61</u>	<u>5.5</u>	<u>35.1</u>	<u>-23.2</u>	<u>72</u>	<u>810.0</u>	<u>35</u>	<u>2163.2</u>	<u>1.9</u>																																																																																		
<u>62</u>	6.3	33.4	-25.2	70	749.0	61	2089.2	2.2																																																																																		
(略)																																																																																										
<u>7</u>	<u>9.2</u>	<u>38.8</u>	<u>-17.8</u>	<u>73</u>	<u>909.0</u>	<u>129</u>	<u>2123.7</u>	<u>1.9</u>																																																																																		
年	気 温 (℃)			平均湿度	総降水量	最深積雪	日照時間	平均風速																																																																																		
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																																							
<u>S62</u>	6.3	33.4	-25.2	70	749.0	61	2089.2	2.2																																																																																		
(略)																																																																																										
<u>7</u>	<u>9.2</u>	<u>38.8</u>	<u>-17.8</u>	<u>73</u>	<u>909.0</u>	<u>129</u>	<u>2123.7</u>	<u>1.9</u>																																																																																		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																
P18	<p>第2節 災害の状況</p> <p>1 主要災害記録 (略)</p> <p>(2) 水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>被 害 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>令和4年8月16日</td> <td>十勝の山間部で前線と低気圧の影響によりまとまった雨が降った影響で、十勝川へ流入する伏古別川の水流が停滞したことにより、木賊原樋門付近で道路冠水が発生。帯広開発建設部に樋門閉鎖と排水ポンプ車の出動を要請。 帯広市の総降水量は74mm。帯広市に「土砂災害警戒情報」及び「洪水警報」が発表された。</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>新設</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	被 害 状 況	(略)	(略)	令和4年8月16日	十勝の山間部で前線と低気圧の影響によりまとまった雨が降った影響で、十勝川へ流入する伏古別川の水流が停滞したことにより、木賊原樋門付近で道路冠水が発生。帯広開発建設部に樋門閉鎖と排水ポンプ車の出動を要請。 帯広市の総降水量は74mm。帯広市に「土砂災害警戒情報」及び「洪水警報」が発表された。	新設	新設	<p>第2節 災害の状況</p> <p>1 主要災害記録 (略)</p> <p>(2) 水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>被 害 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>令和4年8月16日</td> <td>十勝の山間部で前線と低気圧の影響によりまとまった雨が降った影響で、十勝川へ流入する伏古別川の水流が停滞したことにより、木賊原樋門付近で道路冠水が発生。帯広開発建設部に樋門閉鎖と排水ポンプ車の出動を要請。 帯広市の総降水量は74mm。帯広市に「土砂災害警戒情報」及び「洪水警報」が発表された。</td> </tr> <tr> <td>令和7年9月20日 ～21日</td> <td>前線を伴った低気圧が北海道付近を通過し、暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。帯広市の総雨量は98mm。帯広市では「大雨警報（浸水害）」及び「洪水警報」が発表されたほか、十勝地方では、線状降水帯の発生を知らせる「顕著な大雨に関する気象情報」の運用を開始した令和3年6月17日以来、初めて線状降水帯が発生した。</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	被 害 状 況	(略)	(略)	令和4年8月16日	十勝の山間部で前線と低気圧の影響によりまとまった雨が降った影響で、十勝川へ流入する伏古別川の水流が停滞したことにより、木賊原樋門付近で道路冠水が発生。帯広開発建設部に樋門閉鎖と排水ポンプ車の出動を要請。 帯広市の総降水量は74mm。帯広市に「土砂災害警戒情報」及び「洪水警報」が発表された。	令和7年9月20日 ～21日	前線を伴った低気圧が北海道付近を通過し、暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。帯広市の総雨量は98mm。帯広市では「大雨警報（浸水害）」及び「洪水警報」が発表されたほか、十勝地方では、線状降水帯の発生を知らせる「顕著な大雨に関する気象情報」の運用を開始した令和3年6月17日以来、初めて線状降水帯が発生した。	時点修正
発生年月日	被 害 状 況																		
(略)	(略)																		
令和4年8月16日	十勝の山間部で前線と低気圧の影響によりまとまった雨が降った影響で、十勝川へ流入する伏古別川の水流が停滞したことにより、木賊原樋門付近で道路冠水が発生。帯広開発建設部に樋門閉鎖と排水ポンプ車の出動を要請。 帯広市の総降水量は74mm。帯広市に「土砂災害警戒情報」及び「洪水警報」が発表された。																		
新設	新設																		
発生年月日	被 害 状 況																		
(略)	(略)																		
令和4年8月16日	十勝の山間部で前線と低気圧の影響によりまとまった雨が降った影響で、十勝川へ流入する伏古別川の水流が停滞したことにより、木賊原樋門付近で道路冠水が発生。帯広開発建設部に樋門閉鎖と排水ポンプ車の出動を要請。 帯広市の総降水量は74mm。帯広市に「土砂災害警戒情報」及び「洪水警報」が発表された。																		
令和7年9月20日 ～21日	前線を伴った低気圧が北海道付近を通過し、暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。帯広市の総雨量は98mm。帯広市では「大雨警報（浸水害）」及び「洪水警報」が発表されたほか、十勝地方では、線状降水帯の発生を知らせる「顕著な大雨に関する気象情報」の運用を開始した令和3年6月17日以来、初めて線状降水帯が発生した。																		
P19	<p>第3節 被害想定</p> <p>洪水 (略)</p> <p>(2) 国・北海道の被害想定 洪水浸水想定区域図が作成されている帯広市内の河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川管理者</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国（洪水予報河川）</td> <td>十勝川、札内川、帯広川</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>北海道（水位周知河川）</td> <td>途別川、売買川、帯広川、ウツベツ川、柏林台川、新帯広川</td> </tr> </tbody> </table>	河川管理者	河川名	国（洪水予報河川）	十勝川、札内川、帯広川	新設	新設	北海道（水位周知河川）	途別川、売買川、帯広川、ウツベツ川、柏林台川、新帯広川	<p>第3節 被害想定</p> <p>洪水 (略)</p> <p>(2) 国・北海道の被害想定 洪水浸水想定区域図が作成されている帯広市内の河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川管理者</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国（洪水予報河川）</td> <td>十勝川、札内川、帯広川</td> </tr> <tr> <td>北海道（洪水予報河川）</td> <td>途別川</td> </tr> <tr> <td>北海道（水位周知河川）</td> <td>売買川、帯広川、ウツベツ川、柏林台川、新帯広川</td> </tr> </tbody> </table>	河川管理者	河川名	国（洪水予報河川）	十勝川、札内川、帯広川	北海道（洪水予報河川）	途別川	北海道（水位周知河川）	売買川、帯広川、ウツベツ川、柏林台川、新帯広川	途別川が洪水予報河川に追加されたことに伴う修正
河川管理者	河川名																		
国（洪水予報河川）	十勝川、札内川、帯広川																		
新設	新設																		
北海道（水位周知河川）	途別川、売買川、帯広川、ウツベツ川、柏林台川、新帯広川																		
河川管理者	河川名																		
国（洪水予報河川）	十勝川、札内川、帯広川																		
北海道（洪水予報河川）	途別川																		
北海道（水位周知河川）	売買川、帯広川、ウツベツ川、柏林台川、新帯広川																		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																
P26	<p>第3章 防災組織 (略) 第2節 非常配備態勢 1 非常配備態勢の種類と基準 (1) 非常配備区分 (略) 水害、一般災害関係（地震災害を除く。）</p> <table border="1" data-bbox="232 416 1072 981"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>&lt;第 1 種 非 常 配 備 態 勢&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td>(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後更に被害が増加するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>配備態勢</td> <td>(1) 第2次注意態勢に係る上記所属長は必要な職員を招集する。 (2) 状況に応じ、その他の所属長を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備態勢に移行しうる態勢とする。</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>(1) 関係部室課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 関係部室課長は、次の措置をとり、その状況を総務部長に報告する。 ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災した現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (3) その他の所属長は第2種非常配備態勢移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。 <u>新設</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	<第 1 種 非 常 配 備 態 勢>	配備基準	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後更に被害が増加するおそれがあるとき。	配備態勢	(1) 第2次注意態勢に係る上記所属長は必要な職員を招集する。 (2) 状況に応じ、その他の所属長を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備態勢に移行しうる態勢とする。	活動内容	(1) 関係部室課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 関係部室課長は、次の措置をとり、その状況を総務部長に報告する。 ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災した現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (3) その他の所属長は第2種非常配備態勢移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。 <u>新設</u>	<p>第3章 防災組織 (略) 第2節 非常配備態勢 1 非常配備態勢の種類と基準 (1) 非常配備区分 (略) 水害、一般災害関係（地震災害を除く。）</p> <table border="1" data-bbox="1140 416 1980 981"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>&lt;第 1 種 非 常 配 備 態 勢&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td>(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後更に被害が増加するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>配備態勢</td> <td>(1) 第2次注意態勢に係る上記所属長は必要な職員を招集する。 (2) 状況に応じ、その他の所属長を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備態勢に移行しうる態勢とする。</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>(1) 関係部室課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 関係部室課長は、次の措置をとり、その状況を総務部長に報告する。 ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災した現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (3) その他の所属長は第2種非常配備態勢移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。 <u>(4) 各部調整主幹等は、所属部等の被害状況等について、速やかに危機対策課へ報告する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	<第 1 種 非 常 配 備 態 勢>	配備基準	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後更に被害が増加するおそれがあるとき。	配備態勢	(1) 第2次注意態勢に係る上記所属長は必要な職員を招集する。 (2) 状況に応じ、その他の所属長を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備態勢に移行しうる態勢とする。	活動内容	(1) 関係部室課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 関係部室課長は、次の措置をとり、その状況を総務部長に報告する。 ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災した現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (3) その他の所属長は第2種非常配備態勢移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。 <u>(4) 各部調整主幹等は、所属部等の被害状況等について、速やかに危機対策課へ報告する。</u>	<p>現況に即した修正</p>
種 別	<第 1 種 非 常 配 備 態 勢>																		
配備基準	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後更に被害が増加するおそれがあるとき。																		
配備態勢	(1) 第2次注意態勢に係る上記所属長は必要な職員を招集する。 (2) 状況に応じ、その他の所属長を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備態勢に移行しうる態勢とする。																		
活動内容	(1) 関係部室課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 関係部室課長は、次の措置をとり、その状況を総務部長に報告する。 ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災した現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (3) その他の所属長は第2種非常配備態勢移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。 <u>新設</u>																		
種 別	<第 1 種 非 常 配 備 態 勢>																		
配備基準	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後更に被害が増加するおそれがあるとき。																		
配備態勢	(1) 第2次注意態勢に係る上記所属長は必要な職員を招集する。 (2) 状況に応じ、その他の所属長を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備態勢に移行しうる態勢とする。																		
活動内容	(1) 関係部室課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 関係部室課長は、次の措置をとり、その状況を総務部長に報告する。 ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災した現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (3) その他の所属長は第2種非常配備態勢移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。 <u>(4) 各部調整主幹等は、所属部等の被害状況等について、速やかに危機対策課へ報告する。</u>																		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																														
P40	<p>第3節 帯広市災害対策本部 別表3 各班の所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>班 名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市民福祉部</td> <td>広報第3班</td> <td>1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>市民活動課所管施設</u>の被害調査及び<u>災害対策</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第1班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1救護班</td> <td>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の受け入れ</u>に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>第2救護班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3救護班</td> <td>1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策 <u>の実施</u>に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	班 名	所掌事務	市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>市民活動課所管施設</u> の被害調査及び <u>災害対策</u> に関すること。	避難誘導第1班	(略)	第1救護班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の受け入れ</u> に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。	第2救護班	(略)		第3救護班	1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策 <u>の実施</u> に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。	<p>第3節 帯広市災害対策本部 別表3 各班の所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>班 名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市民福祉部</td> <td>広報第3班</td> <td>1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>コミュニティ施設</u>の被害調査及び<u>応急利用</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第1班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1救護班</td> <td>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の活動との連携・協働</u>に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>第2救護班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3救護班</td> <td>1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策 <u>_____</u>に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	班 名	所掌事務	市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>コミュニティ施設</u> の被害調査及び <u>応急利用</u> に関すること。	避難誘導第1班	(略)	第1救護班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の活動との連携・協働</u> に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。	第2救護班	(略)		第3救護班	1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策 <u>_____</u> に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。	<p>文言の整理</p>
部 名	班 名	所掌事務																															
市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>市民活動課所管施設</u> の被害調査及び <u>災害対策</u> に関すること。																															
	避難誘導第1班	(略)																															
	第1救護班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の受け入れ</u> に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。																															
	第2救護班	(略)																															
	第3救護班	1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策 <u>の実施</u> に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。																															
部 名	班 名	所掌事務																															
市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 <u>コミュニティ施設</u> の被害調査及び <u>応急利用</u> に関すること。																															
	避難誘導第1班	(略)																															
	第1救護班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関すること。 5 被害者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティア <u>の活動との連携・協働</u> に関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。																															
	第2救護班	(略)																															
	第3救護班	1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策 <u>_____</u> に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。																															
P41			<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																														
P50	<p>第4節 気象業務に関する計画 (略)</p> <p>(2) 火災気象通報の伝達及び通報基準（林野火災気象通報を兼ねる） 府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、気象官署から北海道に通報するものとする。 通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、帯広市を経由してとから広域消防事務組合に伝達される。とから広域消防事務組合長は、この通報 <u>を受けたとき、</u> <u>又は気象の状況から火災の</u> 予防上危険であると認め <u>た</u> ときは、火災に関する警報を発令することができるものとする。 なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第6節「林野火災対策計画」により実施する。</p>	<p>第4節 気象業務に関する計画 (略)</p> <p>(2) 火災気象通報の伝達及び通報基準（林野火災気象通報を兼ねる） 府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、気象官署から北海道に通報するものとする。 通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、帯広市を経由してとから広域消防事務組合に伝達される。とから広域消防事務組合長は、この通報 <u>_____</u> <u>の内容を踏まえ、火災予防上注意</u> <u>を要すると認めるときは、火災に関する注意報を、</u> <u>_____</u> <u>火災</u> <u>予防上危険であると認め</u> <u>る</u> ときは、火災に関する警報を発令することができるものとする。 なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第6節「林野火災対策計画」により実施する。</p>	<p>とから広域消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、林野火災注意報及び警報が規定されたことに伴う修正</p>																														

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																								
P53	<p>(略)</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">警報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="197 280 1046 831"> <thead> <tr> <th colspan="2">警 報 名</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td rowspan="3"></td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>帯広川流域=21.2、売買川流域=<u>13.7</u>、 機関庫の川流域=4.5、ヌップク川流域= 6.9、戸蔦別川流域=<u>24.8</u>、ウツベツ川流域 =7.7 新帯広川流域=<u>2.8</u>、柏林台川流域= 5.4、第二柏林台川流域=4.3、伏古別川流域 =<u>3.4</u>、途別川流域=<u>15.1 新設</u></td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>十勝川流域= (6、55.3)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報に よる基準</td> <td>十勝川 [共栄橋・帯広]、 札内川 [第二大川橋]</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>18m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ 40cm</td> </tr> </tbody> </table>	警 報 名		基 準		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135	洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=21.2、売買川流域= <u>13.7</u> 、 機関庫の川流域=4.5、ヌップク川流域= 6.9、戸蔦別川流域= <u>24.8</u> 、ウツベツ川流域 =7.7 新帯広川流域= <u>2.8</u> 、柏林台川流域= 5.4、第二柏林台川流域=4.3、伏古別川流域 = <u>3.4</u> 、途別川流域= <u>15.1 新設</u>	複合基準	十勝川流域= (6、55.3)	指定河川洪水予報に よる基準	十勝川 [共栄橋・帯広]、 札内川 [第二大川橋]	暴風	平均風速	20m/s	暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm	<p>(略)</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">警報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1104 280 1953 831"> <thead> <tr> <th colspan="2">警 報 名</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td rowspan="3"></td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>帯広川流域=21.2、売買川流域=<u>8.4</u>、 機関庫の川流域=4.5、ヌップク川流域= 6.9、戸蔦別川流域=<u>23.5</u>、ウツベツ川流域 =7.7 新帯広川流域=<u>2.4</u>、柏林台川流域= 5.4、第二柏林台川流域=4.3、伏古別川流域 =<u>3.2</u>、途別川流域=<u>15</u>、旧帯広川流域=<u>1.7</u> <u>伏古川流域=2.8</u></td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>十勝川流域= (6、55.3)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報に よる基準</td> <td>十勝川 [共栄橋・帯広]、 札内川 [第二大川橋] <u>十勝川水系途別川上流[途別川]</u></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>18m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ 40cm</td> </tr> </tbody> </table>	警 報 名		基 準		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135	洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=21.2、売買川流域= <u>8.4</u> 、 機関庫の川流域=4.5、ヌップク川流域= 6.9、戸蔦別川流域= <u>23.5</u> 、ウツベツ川流域 =7.7 新帯広川流域= <u>2.4</u> 、柏林台川流域= 5.4、第二柏林台川流域=4.3、伏古別川流域 = <u>3.2</u> 、途別川流域= <u>15</u> 、旧帯広川流域= <u>1.7</u> <u>伏古川流域=2.8</u>	複合基準	十勝川流域= (6、55.3)	指定河川洪水予報に よる基準	十勝川 [共栄橋・帯広]、 札内川 [第二大川橋] <u>十勝川水系途別川上流[途別川]</u>	暴風	平均風速	20m/s	暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm	<p>時点修正</p>
警 報 名		基 準																																																									
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13																																																								
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135																																																								
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=21.2、売買川流域= <u>13.7</u> 、 機関庫の川流域=4.5、ヌップク川流域= 6.9、戸蔦別川流域= <u>24.8</u> 、ウツベツ川流域 =7.7 新帯広川流域= <u>2.8</u> 、柏林台川流域= 5.4、第二柏林台川流域=4.3、伏古別川流域 = <u>3.4</u> 、途別川流域= <u>15.1 新設</u>																																																								
		複合基準	十勝川流域= (6、55.3)																																																								
		指定河川洪水予報に よる基準	十勝川 [共栄橋・帯広]、 札内川 [第二大川橋]																																																								
暴風	平均風速	20m/s																																																									
暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う																																																									
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm																																																									
警 報 名		基 準																																																									
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13																																																								
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135																																																								
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=21.2、売買川流域= <u>8.4</u> 、 機関庫の川流域=4.5、ヌップク川流域= 6.9、戸蔦別川流域= <u>23.5</u> 、ウツベツ川流域 =7.7 新帯広川流域= <u>2.4</u> 、柏林台川流域= 5.4、第二柏林台川流域=4.3、伏古別川流域 = <u>3.2</u> 、途別川流域= <u>15</u> 、旧帯広川流域= <u>1.7</u> <u>伏古川流域=2.8</u>																																																								
		複合基準	十勝川流域= (6、55.3)																																																								
		指定河川洪水予報に よる基準	十勝川 [共栄橋・帯広]、 札内川 [第二大川橋] <u>十勝川水系途別川上流[途別川]</u>																																																								
暴風	平均風速	20m/s																																																									
暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う																																																									
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm																																																									

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 注意報発表基準		修 正 案 注意報発表基準		備 考			
P53	注 意 報 名	基 準		注 意 報 名	基 準			
	大雨	表面雨量指数基準	8	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	91		土壌雨量指数基準	91		
	洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=16.9、売買川流域= <u>10.9</u> 、機関庫の川流域=3.7、ヌップク川流域=5.5、戸島別川流域= <u>19.8</u> 、ウツベツ川流域=6.1、新帯広川流域= <u>2.1</u> 、柏林台川流域=4.3、第二柏林台川流域=3.5、伏古別川流域= <u>2.6</u> 、途別川流域=12、 <u>新設</u>		洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=16.9、売買川流域= <u>6.7</u> 、機関庫の川流域=3.7、ヌップク川流域=5.5、戸島別川流域= <u>18.8</u> 、ウツベツ川流域=6.1、新帯広川流域= <u>1.8</u> 、柏林台川流域=4.3、第二柏林台川流域=3.5、伏古別川流域= <u>2.5</u> 、途別川流域=12、 <u>旧帯広川流域=1.3</u> 、 <u>伏古川流域=2.1</u>	
		複合基準	ウツベツ川流域=(5、6.1) 十勝川流域=(5、46.3)			複合基準	ウツベツ川流域=(5、6.1) 十勝川流域=(5、46.3)	
		指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕			指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕 <u>十勝川水系途別川上流〔途別川〕</u>	
	強風	平均風速	12m/s		強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う		風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			
	濃霧	視程	200m		濃霧	視程	200m	
	乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%		乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%			
	なだれ	①24時間の降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上		なだれ	①24時間の降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上			
	低 温	4・5・10月：（最低気温） 平年より5℃以上低い 11～3月：（最低気温） 平年より8℃以上低い 6～9月：（平均気温） 平年より4℃以上低い日が2日以上継続		低 温	4・5・10月：（最低気温） 平年より5℃以上低い 11～3月：（最低気温） 平年より8℃以上低い 6～9月：（平均気温） 平年より4℃以上低い日が2日以上継続			
	霜	最低気温3℃以下		霜	最低気温3℃以下			
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	

時点修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P54	<p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>加えて、国、道及び市は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。</p> <hr/> <p>なお、市は、市の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）<u>        </u>を把握し、<u>警戒避難体制の整備等を行うものとする。</u>また、道、市及び防災関係機関は、<u>災害危険区域</u>における<u>災害予防策を講じるものとする。</u></p>	<p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>加えて、国、道及び市は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、道は、市に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、市は、市の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）<u>及び災害時孤立地区</u>を把握し、<u>        </u>道、市及び防災関係機関は、<u>これらの地域</u>における<u>備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p>
P55	<p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略)</p> <p>2 配慮すべき事項 (略)</p> <p>イ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊 婦 <u>        </u>等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。</p> <p>また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</p>	<p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略)</p> <p>2 配慮すべき事項 (略)</p> <p>イ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、<u>妊産婦、傷病者、難病患者、性的マイノリティ</u>等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。</p> <p>また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</p>	<p>北海道避難所マニュアルとの整合を図る修正</p>
P57	<p>第2節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略)</p> <p>1 地域住民による自主防災組織 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や<u>        </u><u>事業所等と連携を行い、</u>初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>4 組織の活動 (2) 非常時及び災害時の行動 オ 避難所の運営 (略)</p> <p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム北海道版 (Doはぐ)</u>等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p>	<p>第2節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略)</p> <p>1 地域住民による自主防災組織 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や<u>防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体</u>と連携し、初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>4 組織の活動 (2) 非常時及び災害時の行動 オ 避難所の運営 (略)</p> <p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム (HUG) 北海道2025 (Doはぐ)</u>等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>Doはぐ改訂に伴う文言の整理</p>
P59	<p>オ 避難所の運営 (略)</p> <p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム北海道版 (Doはぐ)</u>等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p>	<p>オ 避難所の運営 (略)</p> <p>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から<u>避難所運営ゲーム (HUG) 北海道2025 (Doはぐ)</u>等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</p>	<p>Doはぐ改訂に伴う文言の整理</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																																																														
P61	<p>第3節 防災訓練計画 (略)</p> <p>2 訓練の種類 訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。</p> <p>(1) 総合防災訓練 (2) 災害通信連絡訓練 (3) 水防訓練 (4) 消防訓練 (5) 避難救助訓練 (6) 非常招集訓練 (7) 防災図上訓練 (8) 応援・受援訓練</p> <p><u>新設</u> (9) その他災害に関する訓練</p> <p>3 市及び町防災会議が実施する訓練 (略)</p>	<p>第3節 防災訓練計画 (略)</p> <p>2 訓練の種類 訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。</p> <p>(1) 総合防災訓練 (2) 災害通信連絡訓練 (3) 水防訓練 (4) 消防訓練 (5) 避難救助訓練 (6) 非常招集訓練 (7) 防災図上訓練 (8) 応援・受援訓練 (9) <u>防災関連システムの操作習熟訓練</u> (10) その他災害に関する訓練</p> <p>3 市及び町防災会議が実施する訓練 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																																																																																														
P62	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 期</th> <th>実施場所</th> <th>実施方法</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害通信連絡訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難救助訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>非常呼集訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応援・受援訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>新設</u></td> <td><u>新設</u></td> <td><u>新設</u></td> <td><u>新設</u></td> <td><u>新設</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他災害に関する訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 期	実施場所	実施方法	所 管	総合防災訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	災害通信連絡訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	水防訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	消防訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	避難救助訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	非常呼集訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	応援・受援訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>											その他災害に関する訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 期</th> <th>実施場所</th> <th>実施方法</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害通信連絡訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難救助訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>非常呼集訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応援・受援訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>防災関連システムの操作習熟訓練</u></td> <td><u>適 時</u></td> <td><u>その都度</u></td> <td><u>実施訓練 情報発信など災害時に活用できるように各種システムの操作習熟を図る訓練を実施</u></td> <td><u>帯広市</u></td> </tr> <tr> <td>その他災害に関する訓練</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 期	実施場所	実施方法	所 管	総合防災訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	災害通信連絡訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	水防訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	消防訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	避難救助訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	非常呼集訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	応援・受援訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>防災関連システムの操作習熟訓練</u>	<u>適 時</u>	<u>その都度</u>	<u>実施訓練 情報発信など災害時に活用できるように各種システムの操作習熟を図る訓練を実施</u>	<u>帯広市</u>	その他災害に関する訓練	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
区 分	時 期	実施場所	実施方法	所 管																																																																																																													
総合防災訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
災害通信連絡訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
水防訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
消防訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
避難救助訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
非常呼集訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
応援・受援訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>																																																																																																													
その他災害に関する訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
区 分	時 期	実施場所	実施方法	所 管																																																																																																													
総合防災訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
災害通信連絡訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
水防訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
消防訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
避難救助訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
非常呼集訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
応援・受援訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													
<u>防災関連システムの操作習熟訓練</u>	<u>適 時</u>	<u>その都度</u>	<u>実施訓練 情報発信など災害時に活用できるように各種システムの操作習熟を図る訓練を実施</u>	<u>帯広市</u>																																																																																																													
その他災害に関する訓練	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																													



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P67	<p>1 食料等の確保</p> <p>(1) 市は、<u>予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</p> <p>(3) 市は、<u>避難所での感染症の拡大防止のため、マスク、消毒液等の衛生用品の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 市は、備蓄に当たっては、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮するほか、アレルギー対応食や流動食<u>、</u><u>適温食の提供に必要な資機材</u>を備蓄するなど、避難者の健康に配慮するものとする。また、厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に<u>孤立予想 地域</u>の備蓄の充実を図るものとする。</p> <p>(5) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、<u>孤立予想 地域</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定するものとする。</p> <p>2 防災資機材の整備</p> <p>道、市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、市は非常用発電機の整備のほか、<u>積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、</u>暖房器具・燃料等の整備に努め、<u>道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。</u></p>	<p>1 食料等の確保</p> <p>(1) 市は、<u>避難所等において、快適なトイレ環境の確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベット・エアベット等の簡易ベット、毛布、プライバシー確保のためのパーテーション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資について、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保を目指すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</u></p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</p> <p><u>また、備蓄状況については、年1回、広く住民に公表するものとする。</u></p> <p>( )</p> <p>(3) 市は、備蓄に当たっては、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮するほか、アレルギー対応食や流動食のほか、<u>熱中症対策として冷却グッズなど</u>を備蓄するなど、避難者の健康に配慮するものとする。また、厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に<u>災害時孤立 地区</u>の備蓄の充実を図るものとする。</p> <p>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、<u>災害時孤立 地区</u>における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定するものとする。</p> <p>2 防災資機材の整備</p> <p>道、市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。<u>市は非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、</u>冷暖房器具・燃料等の整備に努める。<u>また、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた修正</p> <p>カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた修正</p>
P70	<p>第6節 避難体制整備計画</p> <p>1 避難誘導体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>(6) 道及び市は、<u>観光施設を通じ</u>観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</p> <p>(略)</p> <p><u>新設</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>第6節 避難体制整備計画</p> <p>1 避難誘導体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>(6) 道及び市は、<u>北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、</u>観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 市は、<u>災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて指定避難所等の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた修正</p> <p>青森県東方沖の地震を踏まえた修正</p>



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P74	<p>5 被災者の把握 (略) <u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>6 防災上重要な施設の管理等 (略)</p> <p>7 施設の整備計画 (略)</p>	<p>5 被災者の把握 (略)</p> <p>6 <u>災害時孤立地区対策</u> 道及び市は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不常に更新に努めるものとする。</p> <p>7 防災上重要な施設の管理等 (略)</p> <p>8 施設の整備計画 (略)</p>	<p>カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた修正</p>
P76	<p>第7節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 <u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <p>(1) (略) <u>新設</u></p> <hr/> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 道及び市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <hr/> <hr/> <p>(4) (略)</p>	<p>第7節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>3 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) <u>道及び市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を求めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>道及び市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 道及び市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 <u>また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、道及び市は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P78	<p>第8節 情報収集・伝達体制整備計画 (略)</p> <p>2 市及び防災関係機関 <u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <hr/>	<p>第8節 情報収集・伝達体制整備計画 (略)</p> <p>2 市及び防災関係機関</p> <p>(1) <u>市は道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道への災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保にあたっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施することとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 <u>各種防災関連システムの利活用等</u> 道、市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。その際、防災部局以外の職員も含め、複数の職員がシステムへ入力できる体制を整備するよう留意すること。</p>	<p>カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																						
P83	<p>第10節 消防計画 (略)</p> <p>5 警報発令伝 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、<u>とちかち広域消防局火災予防規程第24条</u>規定に基づき火災警報を発令するとともに、とちかち広域消防局警防規程第56条の規定に基づくサイレン吹鳴等により伝達を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表2 (1) 庁舎 とちかち広域消防局 (略)</p>	<p>第10節 消防計画 (略)</p> <p>5 警報発令伝達 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、<u>消防法第22条第3項</u>の規定に基づき火災警報を発令するとともに、とちかち広域消防局警防規程第56条の規定に基づくサイレン吹鳴等により伝達を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表2 (1) 庁舎 とちかち広域消防局 (略)</p>	とちかち広域消防事務組合火災予防規則及びとちかち広域消防組合火災予防規定の一部改正に伴う修正																																																																						
P86	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">帯 広 地 域</td> <td>団本部</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td>桜華分団</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">帯 広 地 域</td> <td>帯広第1分団</td> <td>東7条南11丁目1-3 東出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第2分団</td> <td>西17条南41丁目5-9 南出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第3分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第4分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第5分団</td> <td>西23条南1丁目101</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">川 西 地 域</td> <td>川西第1分団</td> <td>川西町西2線59-43 川西合同庁舎内</td> </tr> <tr> <td>川西第2分団</td> <td>上帯広町西1線 <u>76-5</u></td> </tr> <tr> <td>川西第3分団</td> <td>広野町西2線149</td> </tr> <tr> <td>川西第4分団</td> <td>清川町西2線128-10 川西分遣所内</td> </tr> <tr> <td>川西第5分団</td> <td>上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大 正 地 域</td> <td>大正第1分団</td> <td>大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内</td> </tr> <tr> <td>大正第2分団</td> <td>愛国町基線41-85</td> </tr> </tbody> </table>	名称		所在地	帯 広 地 域	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	帯 広 地 域	帯広第1分団	東7条南11丁目1-3 東出張所内	帯広第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内	帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第5分団	西23条南1丁目101	川 西 地 域	川西第1分団	川西町西2線59-43 川西合同庁舎内	川西第2分団	上帯広町西1線 <u>76-5</u>	川西第3分団	広野町西2線149	川西第4分団	清川町西2線128-10 川西分遣所内	川西第5分団	上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内	大 正 地 域	大正第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内	大正第2分団	愛国町基線41-85	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">帯 広 市 消 防 団</td> <td>団本部</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td>桜華分団</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">帯 広 地 域</td> <td>帯広第1分団</td> <td>東7条南11丁目1-3 東出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第2分団</td> <td>西17条南41丁目5-9 南出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第3分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第4分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第5分団</td> <td>西23条南1丁目101</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">川 西 地 域</td> <td>川西第1分団</td> <td>川西町西2線59-43 川西合同庁舎内</td> </tr> <tr> <td>川西第2分団</td> <td>上帯広町西1線 <u>73</u></td> </tr> <tr> <td>川西第3分団</td> <td>広野町西2線149</td> </tr> <tr> <td>川西第4分団</td> <td>清川町西2線128-10 川西分遣所内</td> </tr> <tr> <td>川西第5分団</td> <td>上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大 正 地 域</td> <td>大正第1分団</td> <td>大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内</td> </tr> <tr> <td>大正第2分団</td> <td>愛国町基線41-85</td> </tr> </tbody> </table>	名称		所在地	帯 広 市 消 防 団	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	帯 広 地 域	帯広第1分団	東7条南11丁目1-3 東出張所内	帯広第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内	帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第5分団	西23条南1丁目101	川 西 地 域	川西第1分団	川西町西2線59-43 川西合同庁舎内	川西第2分団	上帯広町西1線 <u>73</u>	川西第3分団	広野町西2線149	川西第4分団	清川町西2線128-10 川西分遣所内	川西第5分団	上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内	大 正 地 域	大正第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内	大正第2分団	愛国町基線41-85	消防団詰所移転に伴う修正
名称		所在地																																																																							
帯 広 地 域	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																							
	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																							
	帯 広 地 域	帯広第1分団	東7条南11丁目1-3 東出張所内																																																																						
		帯広第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内																																																																						
		帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																						
		帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																						
		帯広第5分団	西23条南1丁目101																																																																						
	川 西 地 域	川西第1分団	川西町西2線59-43 川西合同庁舎内																																																																						
		川西第2分団	上帯広町西1線 <u>76-5</u>																																																																						
		川西第3分団	広野町西2線149																																																																						
川西第4分団		清川町西2線128-10 川西分遣所内																																																																							
川西第5分団		上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内																																																																							
大 正 地 域	大正第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内																																																																							
	大正第2分団	愛国町基線41-85																																																																							
名称		所在地																																																																							
帯 広 市 消 防 団	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																							
	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																							
	帯 広 地 域	帯広第1分団	東7条南11丁目1-3 東出張所内																																																																						
		帯広第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内																																																																						
		帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																						
		帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																						
		帯広第5分団	西23条南1丁目101																																																																						
	川 西 地 域	川西第1分団	川西町西2線59-43 川西合同庁舎内																																																																						
		川西第2分団	上帯広町西1線 <u>73</u>																																																																						
		川西第3分団	広野町西2線149																																																																						
川西第4分団		清川町西2線128-10 川西分遣所内																																																																							
川西第5分団		上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内																																																																							
大 正 地 域	大正第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内																																																																							
	大正第2分団	愛国町基線41-85																																																																							

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
P87	(2) 消防団員・団員及び消防車両	(2) 消防団・団員及び消防車両	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="2">職 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とちかち広域消防局</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  柏 林 台 出 張 所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>344</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  桜 華 分 団</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 1 分 団</td> <td>32</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 2 分 団</td> <td>30</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 3 分 団</td> <td>33</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 4 分 団</td> <td>26</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 5 分 団</td> <td>22</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 1 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 2 分 団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 3 分 団</td> <td>22</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 4 分 団</td> <td>23</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 5 分 団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 1 分 団</td> <td>36</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 2 分 団</td> <td>23</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	とちかち広域消防局	64										1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13	柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3	南 出 張 所	26	1			1					1			3	大 正 出 張 所	14	1								1			2	東 出 張 所	20	1								1			2	森の里出張所	20							1		1			2	川西分遣所	2											1	1	帯 広 市 消 防 団	344	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7												0	桜 華 分 団	19												0	帯 広 第 1 分 団	32			1									1	帯 広 第 2 分 団	30		1										1	帯 広 第 3 分 団	33		1										1	帯 広 第 4 分 団	26		1										1	帯 広 第 5 分 団	22		1										1	川 西 第 1 分 団	25	1											1	川 西 第 2 分 団	26	1											1	川 西 第 3 分 団	22	1											1	川 西 第 4 分 団	23	1											1	川 西 第 5 分 団	20	1											1	大 正 第 1 分 団	36	1											1	大 正 第 2 分 団	23	1											1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="2">職 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とちかち広域消防局</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  柏 林 台 出 張 所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>341</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  桜 華 分 団</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 1 分 団</td> <td>32</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 2 分 団</td> <td>30</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 3 分 団</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 4 分 団</td> <td>24</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯 広 第 5 分 団</td> <td>22</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 1 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 2 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 3 分 団</td> <td>22</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 4 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川 西 第 5 分 団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 1 分 団</td> <td>36</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大 正 第 2 分 団</td> <td>23</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	とちかち広域消防局	64											1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13	柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3	南 出 張 所	26	1			1					1			3	大 正 出 張 所	14	1								1			2	東 出 張 所	20	1								1			2	森の里出張所	20							1		1			2	川西分遣所	2											1	1	帯 広 市 消 防 団	341	7	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7												0	桜 華 分 団	20												0	帯 広 第 1 分 団	32			1									1	帯 広 第 2 分 団	30		1										1	帯 広 第 3 分 団	30			1									1	帯 広 第 4 分 団	24		1										1	帯 広 第 5 分 団	22		1										1	川 西 第 1 分 団	25	1											1	川 西 第 2 分 団	25	1											1	川 西 第 3 分 団	22	1											1	川 西 第 4 分 団	25	1											1	川 西 第 5 分 団	20	1											1	大 正 第 1 分 団	36	1											1	大 正 第 2 分 団	23	1											1	
人員・車両 本部・署・団別	職 員 数							水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車					特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
とちかち広域消防局	64										1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
南 出 張 所	26	1			1					1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大 正 出 張 所	14	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
東 出 張 所	20	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
森の里出張所	20							1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西分遣所	2											1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 市 消 防 団	344	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
本 部	7												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
桜 華 分 団	19												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 1 分 団	32			1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 2 分 団	30		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 3 分 団	33		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 4 分 団	26		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 5 分 団	22		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 1 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 2 分 団	26	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 3 分 団	22	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 4 分 団	23	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 5 分 団	20	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大 正 第 1 分 団	36	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大 正 第 2 分 団	23	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
人員・車両 本部・署・団別	職 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
						は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
とちかち広域消防局	64											1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
南 出 張 所	26	1			1					1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大 正 出 張 所	14	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
東 出 張 所	20	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
森の里出張所	20							1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川西分遣所	2											1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 市 消 防 団	341	7	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
本 部	7												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
桜 華 分 団	20												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 1 分 団	32			1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 2 分 団	30		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 3 分 団	30			1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 4 分 団	24		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
帯 広 第 5 分 団	22		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 1 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 2 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 3 分 団	22	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 4 分 団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
川 西 第 5 分 団	20	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大 正 第 1 分 団	36	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大 正 第 2 分 団	23	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	※令和6年4月1日現在	※令和7年4月1日現在																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	※とちかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。	※とちかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																								
P88	<p>(3) 水 利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,742</td> <td rowspan="2">1,827</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公設</td> <td>48</td> <td rowspan="2">133</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,742	1,827	私設	85	防 火 水 槽	公設	48	133	私設	85	井 戸	公設	34		<p>(3) 水 利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,742</td> <td rowspan="2">1,826</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公設</td> <td>48</td> <td rowspan="2">128</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和7年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,742	1,826	私設	84	防 火 水 槽	公設	48	128	私設	80	井 戸	公設	34		<p>時点修正</p>
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,742	1,827																																								
	私設	85																																									
防 火 水 槽	公設	48	133																																								
	私設	85																																									
井 戸	公設	34																																									
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,742	1,826																																								
	私設	84																																									
防 火 水 槽	公設	48	128																																								
	私設	80																																									
井 戸	公設	34																																									
P90	<p>第11節 水害予防計画 (略)</p> <p>市内を流れる重要水防箇所を有する河川及び水位周知河川</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>重要水防箇所を有する河川</td> <td>十勝川、札内川、帯広川、然別川、戸蔦別川、売買川、新帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、第二柏林台川</td> </tr> <tr> <td>水位周知河川</td> <td>帯広川、ウツベツ川、売買川、新帯広川、柏林台川、<u>途別川</u></td> </tr> </tbody> </table>	重要水防箇所を有する河川	十勝川、札内川、帯広川、然別川、戸蔦別川、売買川、新帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、第二柏林台川	水位周知河川	帯広川、ウツベツ川、売買川、新帯広川、柏林台川、 <u>途別川</u>	<p>第11節 水害予防計画 (略)</p> <p>市内を流れる重要水防箇所を有する河川及び水位周知河川</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>重要水防箇所を有する河川</td> <td>十勝川、札内川、帯広川、然別川、戸蔦別川、売買川、新帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、第二柏林台川</td> </tr> <tr> <td>水位周知河川</td> <td>帯広川、ウツベツ川、売買川、新帯広川、柏林台川、<u>途別川</u></td> </tr> </tbody> </table>	重要水防箇所を有する河川	十勝川、札内川、帯広川、然別川、戸蔦別川、売買川、新帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、第二柏林台川	水位周知河川	帯広川、ウツベツ川、売買川、新帯広川、柏林台川、 <u>途別川</u>	<p>洪水予報河川に追加されたことに伴う修正</p>																																
重要水防箇所を有する河川	十勝川、札内川、帯広川、然別川、戸蔦別川、売買川、新帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、第二柏林台川																																										
水位周知河川	帯広川、ウツベツ川、売買川、新帯広川、柏林台川、 <u>途別川</u>																																										
重要水防箇所を有する河川	十勝川、札内川、帯広川、然別川、戸蔦別川、売買川、新帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、第二柏林台川																																										
水位周知河川	帯広川、ウツベツ川、売買川、新帯広川、柏林台川、 <u>途別川</u>																																										
P97	<p>第13節 雪害予防計画 《帯広市雪害対策要綱》 (略)</p> <p>イ 構成及び担当業務</p> <p>災害情報連絡責任者 各部に地域防災計画第3章第3節「帯広市災害対策本部」に定める災害情報連絡責任者（調整主幹等）を置く。 ①所属部の被害状況等の調査収集、集約、報告に関すること。 ②雪害対策本部において共有された情報、指示等の部内共有及び対応に関すること。</p> <p>広報広聴課 ①報道機関との連絡に関すること。 ②市民に対する除排雪情報及び協力依頼の広報に関すること。</p> <p><u>市民活動課</u> ①市民に対する除排雪の協力依頼等に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 雪害予防計画 《帯広市雪害対策要綱》 (略)</p> <p>イ 構成及び担当業務</p> <p>災害情報連絡責任者 各部に地域防災計画第3章第3節「帯広市災害対策本部」に定める災害情報連絡責任者（調整主幹等）を置く。 ①所属部の被害状況等の調査収集、集約、報告に関すること。 ②雪害対策本部において共有された情報、指示等の部内共有及び対応に関すること。</p> <p>広報広聴課 ①報道機関との連絡に関すること。 ②市民に対する除排雪情報及び協力依頼の広報に関すること。</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>現況に即した修正</p>																																								
P98	<p>_____ 学校教育課 ①スクールバスの運行に関すること。 ②小中学校の臨時休校等に関すること。</p> <p>その他関係課 ①雪害対策に関すること。</p>	<p><u>企画総務課</u>・学校教育課 ①スクールバスの運行に関すること。 ②小中学校の臨時休校等に関すること。</p> <p>その他関係課 ①雪害対策に関すること。</p>	<p>現況に即した修正</p>																																								

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考												
P106	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>基本法第50条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止、並びに災害の拡大を防止するための災害応急対策計画を次のとおり定める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>基本法第50条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止、並びに災害の拡大を防止するための災害応急対策計画を次のとおり定める。</p> <p><u>また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。</u></p> <p><u>なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>												
P106	<p>第1節 災害情報収集・伝達計画 (略)</p> <p>1 情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、_____市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</p> <p>また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。</p> <p>また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表2 被害状況判定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>老人福祉施設、_____<u>、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、</u>児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、<u>精神障害者社会復帰施設</u>をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判断基準	社会教育施設	(略)	社会福祉施設被害	老人福祉施設、_____ <u>、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、</u> 児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、 <u>精神障害者社会復帰施設</u> をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	<p>第1節 災害情報収集・伝達計画 (略)</p> <p>1 情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、<u>道及び市は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとし、</u>市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</p> <p>また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。</p> <p>また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表2 被害状況判定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>老人福祉施設、<u>障害者支援施設、障害児入所施設、</u>_____児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、_____をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判断基準	社会教育施設	(略)	社会福祉施設被害	老人福祉施設、 <u>障害者支援施設、障害児入所施設、</u> _____児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、_____をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>施設区分の適正化</p>
被害区分	判断基準														
社会教育施設	(略)														
社会福祉施設被害	老人福祉施設、_____ <u>、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、</u> 児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、 <u>精神障害者社会復帰施設</u> をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。														
被害区分	判断基準														
社会教育施設	(略)														
社会福祉施設被害	老人福祉施設、 <u>障害者支援施設、障害児入所施設、</u> _____児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、_____をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。														
P117															

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P130	<p>第2節 災害通信計画 (略)</p> <p>1 通信手段の確保等 市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。 また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、<u>東日本電信電話</u>（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。 なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。 (略)</p> <p>別表1 《本部の通信施設》 (略)</p>	<p>第2節 災害通信計画 (略)</p> <p>1 通信手段の確保等 市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。 また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、<u>NTT東日本</u>（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。 なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。 (略)</p> <p>別表1 《本部の通信施設》 (略)</p>	<p>社名変更に伴う修正</p>
P132	<p>4 帯広市地域防災無線 防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。 (1) 基地局 <u>統制台：危機対策課</u> _____ <u>新設</u> _____ (2) 簡易中継局 (<u>広野小学校</u>) (3) 陸上移動局 <u>新設</u> _____ <u>ア</u> 半固定型無線機 _____ <u>83</u> 局 (とから広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等) <u>イ</u> 車載型無線機 (市公用車) _____ <u>26</u> 局 <u>ウ</u> 携帯型無線機 (災害対策本部用) _____ <u>11</u> 局</p> <p>5 帯広市防災行政無線 (1) 基地局 1局 (危機対策課) (2) 移動局 <u>43</u> 局 (道路維持課 <u>42</u> 局 <u>管理課 1</u> 局)</p> <p>6 水道事業用無線 (1) 基地局 1局 (上下水道部総務課) (2) 移動局 <u>56</u> 局 (車載型 <u>25</u> 局 携帯型 31 局)</p>	<p>4 帯広市地域防災無線 防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。 (1) 基地局 <u>市</u> _____、<u>大正配水池敷地内</u> (2) <u>固定局</u> <u>市、大正配水池敷地内</u> (3) <u>簡易無線局</u> <u>市、大正配水池敷地内</u> (4) 陸上移動局 <u>ア</u> <u>統制局</u> _____ <u>2</u> 局 <u>イ</u> 半固定型無線機 _____ <u>87</u> 局 (とから広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等) <u>ウ</u> 車載型無線機 (市公用車) _____ <u>25</u> 局 <u>エ</u> 携帯型無線機 (災害対策本部用) _____ <u>10</u> 局</p> <p>5 帯広市防災行政無線 (1) 基地局 1局 (危機対策課) (2) 移動局 <u>47</u> 局 (道路維持課 _____)</p> <p>6 水道事業用無線 (1) 基地局 1局 (上下水道部総務課) (2) 移動局 <u>47</u> 局 (車載型 <u>16</u> 局 携帯型 31 局)</p>	<p>地域防災無線更新に伴う修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P136	<p>第3節 災害広報・情報提供計画 (略)</p> <p>7 安否情報の提供 (略)</p> <p><u>新設</u></p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画 (略)</p> <p>7 安否情報の提供 (略)</p> <p><u>8 偽・誤情報対策</u> <u>道及び市は、偽情報・誤情報が拡散されていることが確認された場合、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、注意喚起を行うとともに、正確な情報の発信等に努めることとする。</u></p>	カムチャッカ半島付近の地震を踏まえた修正
P146	<p>第5節 避難対策計画 (略)</p> <p>8 被災者の生活環境整備</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>9 避難所 _____ の開設</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <p><u>新設</u></p> <hr/> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 _____ を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p>	<p>第5節 避難対策計画 (略)</p> <p>8 被災者の生活環境整備</p> <p><u>市は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材、情報提供の方法等を考慮する。</u></p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>9 避難所・<u>避難場所</u>の開設</p> <p>(1) <u>市は、災害時は、必要に応じて、高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設又は場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、市は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定場所等へ誘導するなど、避難者の安全確保を図るものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p>	<p>北海道避難所運営マニュアルの改正に伴う修正</p> <p>指定緊急避難場所の指定に関する手引きの改定に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P147	<p>10 避難所等の運営管理等 (略)</p> <p><u>新設</u></p> <hr/>	<p>10 避難所等の運営管理等 (略)</p> <p>(6) <u>市は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調査するなど、避難所等の生活環境の整備に努める。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P148	<p>(6) 市は避難所の運営における女性_____の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に_____配慮_____するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、_____避難所_____における安全性の確保_____など女性や子育て家庭_____のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>(7) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p>	<p>(7) 市は避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>(8) 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P148	<p>《避難所運営組織体系_____》</p>	<p>《避難所運営組織体系イメージ》</p>	<p>帯広市避難所運営マニュアルとの整合による修正</p>
P150	<p>15 広域避難 (略)</p> <p>(5) 関係機関の連携 (略)</p> <p>新設</p> <p>イ (略)</p>	<p>15 広域避難 (略)</p> <p>(5) 関係機関の連携 (略)</p> <p>イ 市は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P151	<p>16 広域一時滞在 (略) (4) 関係機関の連携 (略) <u>新設</u></p> <hr/> <p><u>イ</u> (略)</p>	<p>16 広域一時滞在 (略) (4) 関係機関の連携 (略) <u>イ</u> 市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に<u>行うものとする。</u>また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。 <u>ウ</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P164	<p>第9節 輸送計画 <u>災害による被災者の避難、傷病者の収容、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材、物資の輸送の実施に関する計画は、次に定めるところによる。</u> <u>新設</u></p> <hr/> <p>なお、市は緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市は災害時に<u>物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <hr/> <p>(略)</p> <p>2 輸送の方法 <u>災害時における</u>輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実に最も適当な方法によるものとする。</p>	<p>第9節 輸送計画</p> <hr/> <p><u>災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速かつ確実に<u>行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。</u></u></p> <p>なお、市は緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き、<u>車両の手配及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>また、災害時には、道は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 輸送の方法 <u>緊急輸送</u>は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実に最も適当な方法によるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P172	<p>第11節 給水計画 1 実施責任 (1) 帯広市（上下水道部） (略) <u>新設</u></p> <hr/>	<p>第11節 給水計画 1 実施責任 (1) 帯広市（上下水道部） (略) <u>エ</u> <u>協定による給水</u> <u>災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。</u></p>	<p>地震対策編との整合を図るための追加</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P180	<p>第12節 上下水道施設対策計画 (略)</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第12節 上下水道施設対策計画 (略)</p> <p><u>5 上下水道一体での対応</u> 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。 また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の復旧の考え方を整理しておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P193	<p>第18節 医療救護計画 (略)</p> <p>7 医療薬品等の確保 (略)</p>	<p>第18節 医療救護・福祉計画 (略)</p> <p>7 医療薬品等の確保 (略)</p>	
P194	<p><u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>8 関係者間の連携体制の構築等</u> 道及び市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（道においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D2 4H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P198	<p>第20節 廃棄物処理等計画 (略)</p> <p>6 死亡獣畜の処理法 (略)</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <p><u>7 清掃等施設状況</u> (略)</p> <p><u>8 清掃車両保有状況</u> (略)</p>	<p>第20節 廃棄物処理等計画 (略)</p> <p>6 死亡獣畜の処理法 (略)</p> <p><u>7 計画の実効性の向上</u> 道及び市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</p> <p><u>8 清掃等施設状況</u> (略)</p> <p><u>9 清掃車両保有状況</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P199	<p>第21節 飼養動物対策計画</p> <p>1 実施責任</p> <p>(1) 北海道</p> <p>(略)</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <p>(略)</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第21節 飼養動物対策計画</p> <p>1 実施責任</p> <p>(1) 北海道</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ 大規模な災害が発生した場合、道は関係団体と締結している「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、速やかに被災状況等の情報を共有するとともに、広域的な対応が必要と判断した場合には、被災動物救護活動本部を設置する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 同行避難</p> <p><u>避難所への家庭動物との同行避難に関して、市は家庭動物の種に応じた同行避難が可能な避難所について予め調整しておくとともに、災害時には家庭動物との同行避難が円滑に行われるよう家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</u></p> <p><u>また、平時から災害への備えについて家庭動物の飼い主に啓発するとともに、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P202	<p>第22節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 応急教育対策</p> <p>(略)</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第22節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 応急教育対策</p> <p>(略)</p> <p>(8) <u>被災地学び支援派遣等枠組み</u></p> <p><u>道は、道内で大規模な自然災害等が発生し、被災地域に所在する学校の通常の教育活動の再開に向けて支援が必要と判断する場合、被災地域の市町村教育委員会または学校からの要望等を確認の上、北海道災害時学校支援チームを派遣するものとする。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣要請を検討するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																				
P226	<p>第30節 防災消防ヘリコプター活用計画</p> <p>別記第1号（3関係） (第 報)</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票</p> <p>要請日時： 年 月 日 時 分</p> <p>次のとおりヘリコプターの出動を要請します。</p> <p>要請機関名 担当者職氏名 連絡先</p> <p>覚 知 年 月 日 時 分 災害発生日時 年 月 日 時 分 災害発生場所 災害名</p> <p>災害発生状況・措置状況</p> <p>派遣を必要とする区域 希望する活動内容</p> <p>気象の状況</p> <p>離着陸場の状況 離着陸場名 特記事項 (照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場の状況)</p> <p>必要とする資機材 現地での資機材の確保状況 特記事項</p> <p>傷病者搬送先病院 救急自動車等の手配状況</p> <p>他機関の応援状況 他に応援要請している機関名 現場付近で活動中の航空機の状況</p> <p>現地最高指揮官 (機関名) (職氏名)</p> <p>無線連絡方法 (周波数) Hz</p> <p>その他参考となる事項</p> <table border="1"> <tr> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢																									<p>第30節 防災消防ヘリコプター活用計画</p> <p>別記第1号（3関係） (第 報)</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票</p> <p>要請日時： 年 月 日 時 分</p> <p>次のとおりヘリコプターの出動を要請します。</p> <p>要請機関名 担当者職氏名 連絡先 <u>TEL</u> FAX</p> <p>覚 知 年 月 日 時 分 災害発生日時 年 月 日 時 分 災害発生場所 (住所) (座標)</p> <p>災害発生状況・措置状況</p> <p>希望する活動内容 <u>情報収集・救助・消火・救急・資機材搬送・その他( )</u></p> <p>離着陸場の状況 離着陸場名 警戒隊呼出名称 特記事項 (照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況 (障害物、積雪等) ほか)</p> <p>傷病者搬送先病院 救急自動車呼出名称</p> <p>他機関の応援状況 他に応援要請している機関名 <u>北海道警察・海上保安庁・自衛隊・その他( )</u> 航空機活動 <u>有</u>・<u>無</u></p> <p>指揮本部連絡方法 <u>(無線呼出名称)</u> (電話番号)</p> <p>その他参考となる事項</p> <table border="1"> <tr> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考																												<p>様式更新に伴う修正</p>
所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢																																																																
所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考																																																															

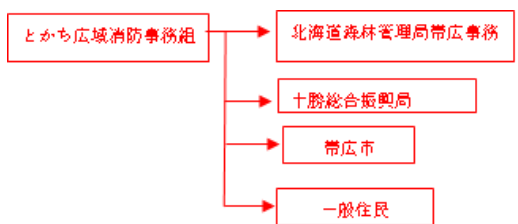
帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考																																																																																																						
P227	<p>別記第2号様式（5関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急<u>運行</u>に係る災害等状況報告書</p> <p>総括管理者 北海道総務部危機管理監 様</p> <p style="text-align: right;">帯広市長</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>災害発生日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時</td> </tr> <tr> <td>災害発生場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>派遣区域</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>離着陸場所</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>使用した資機材</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>傷病者の搬送先</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容</u></td> <td><u>[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>[消防防災ヘリコプターによる活内容]</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害発生状況・措置状況</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考となる事項</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> </tr> <tr> <td>搭乗者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	災害発生日時	年 月 日 時	災害発生場所		<u>派遣区域</u>		<u>離着陸場所</u>		<u>使用した資機材</u>		傷病者の搬送先		<u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容</u>	<u>[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]</u>		<u>[消防防災ヘリコプターによる活内容]</u>	<u>災害発生状況・措置状況</u>		その他参考となる事項		所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	搭乗者																								<p>別記第2号様式（5関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急<u>運航</u>に係る災害等状況報告書</p> <p>総括管理者 北海道総務部危機管理監 様</p> <p style="text-align: right;">帯広市長</p> <p>北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>災害発生日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時</td> </tr> <tr> <td>災害発生場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>離着陸場</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>傷病者の搬送先</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>災害発生状況・措置状況（地元の活動状況）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容等（地元の活動状況）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考となる事項</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>搭乗者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	災害発生日時	年 月 日 時	災害発生場所		<u>離着陸場</u>		傷病者の搬送先		<u>災害発生状況・措置状況（地元の活動状況）</u>		<u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容等（地元の活動状況）</u>		その他参考となる事項		所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	搭乗者																											様式更新に伴う修正
災害発生日時	年 月 日 時																																																																																																								
災害発生場所																																																																																																									
<u>派遣区域</u>																																																																																																									
<u>離着陸場所</u>																																																																																																									
<u>使用した資機材</u>																																																																																																									
傷病者の搬送先																																																																																																									
<u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容</u>	<u>[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]</u>																																																																																																								
	<u>[消防防災ヘリコプターによる活内容]</u>																																																																																																								
<u>災害発生状況・措置状況</u>																																																																																																									
その他参考となる事項																																																																																																									
所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢																																																																																																		
搭乗者																																																																																																									
災害発生日時	年 月 日 時																																																																																																								
災害発生場所																																																																																																									
<u>離着陸場</u>																																																																																																									
傷病者の搬送先																																																																																																									
<u>災害発生状況・措置状況（地元の活動状況）</u>																																																																																																									
<u>消防防災ヘリコプターに係る活動内容等（地元の活動状況）</u>																																																																																																									
その他参考となる事項																																																																																																									
所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考																																																																																																	
搭乗者																																																																																																									





帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P271	<p>第7章 事故災害対策計画 第6節 林野火災対策計画 (略)</p> <p>2 予防対策 (略)</p> <p><u>新設</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) 一般入林者 登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。 ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知すること。 イ 入林の許可・届出等について指導すること。 ウ <u>火災警報発令又は気象条件の急変の際は、</u> _____ <u>必要に応じて入林の制限を実施すること。</u> エ 観光関係者による予防意識の啓発を図ること。</p> <p>(3) 火入対策 林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは、極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して、次の事項を指導するものとする。 ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法等の許可附帯条件を遵守すること。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>イ</u> _____ 火災警報 発令 _____ 又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止すること。</p>	<p>第7章 事故災害対策計画 第6節 林野火災対策計画 (略)</p> <p>2 予防対策 (略)</p> <p>(2) <u>林野火災注意報及び林野火災警報</u> <u>とから広域消防事務組合長は、火災予防上注意を要すると認めるときは林野火災注意報を、火災予防上危険であると認めるときは、林野火災警報を発令することができるものとする。</u> <u>ア 伝達系統は、次のとおりとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">  <pre> graph TD     A[とから広域消防事務組] --&gt; B[北海道森林管理庁帯広事務]     A --&gt; C[十勝総合振興局]     A --&gt; D[帯広市]     A --&gt; E[一般住民]             </pre> </div> <p><u>イ 発令基準（発令期間は1月1日から5月31日までとする。）</u> <u>発令する基準は次のとおりである。</u> <u>ア 林野火災注意報</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>次の①又は②のいずれかの気象条件に該当する場合に発令する。</p> <p>① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下</p> <p>② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表 降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないことがある。</p> </div> <p><u>イ 林野火災警報</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>林野火災注意報の発令基準に加え、平均風速が12m/秒となったときに発令する。</p> </div> <p>(3) 一般入林者 登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。 ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知すること。 イ 入林の許可・届出等について指導すること。 ウ <u>林野火災注意報、林野火災警報及び火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、必要に応じて入林の制限を実施すること。</u> エ 観光関係者による予防意識の啓発を図ること。</p> <p>(4) 火入対策 林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは、極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して、次の事項を指導するものとする。 ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法等の許可附帯条件を遵守すること。</p> <p><u>イ 林野火災注意報の発令があった場合には、火の使用制限に努めること。</u> <u>ウ 林野火災警報及び火災警報の発令があった場合又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止すること。</u></p>	<p>とから広域消防 組合火災予防条 例の一部改正に 伴い、林野火災 注意報及び林野 火災警報が規定 されたことに伴 う修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P272	<p>㊦ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者が確認すること。</p> <p>㊧ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないとき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意すること。</p> <p>(4) 林野内事業者 (略)</p> <p>3 気象情報対策 (略)</p> <p>(1) 林野火災気象通報 林野火災気象通報は、火災気象伝達通報の一部として帯広測候所が_____通報を行うものとする。</p> <p>4 応急対策 (1) 情報通信 情報通信連絡系統 広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の連絡系統は、次のとおりとする。</p>	<p>㊦ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者が確認すること。</p> <p>㊧ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないとき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意すること。</p> <p>(5) 林野内事業者 (略)</p> <p>3 気象情報対策 (略)</p> <p>(1) 林野火災気象通報 林野火災気象通報は、火災気象__通報の一部として帯広測候所が<b>発表及び終了</b>の通報を行うものとする。</p> <p>4 応急対策 (1) 情報通信 情報通信連絡系統 広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の連絡系統は、次のとおりとする。</p>	<p>とから広域消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、林野火災注意報及び林野火災警報が規定されたことに伴う修正</p>
P273			<p>帯広市林野火災予消防対策との整合を図る修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P273	<p>(2) 実施事項 (略) <u>新設</u> _____ _____ <u>新設</u> _____ _____ <u>エ</u> (略)</p>	<p>(2) 実施事項 (略) <u>エ</u> 関係機関は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進するものとする。 <u>オ</u> 関係機関は、ヘリコプター及び無人航空機等による上空偵察、地上部隊からの活動報告及び監視設備等を活用し、夜間を含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。 <u>カ</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正  大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会報告書を踏まえた修正</p>
P274	<p>7 消防活動 消防機関は、林野火災の発生時、関係機関の積極的な協力を求め、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより消防活動を行う_____ _____ _____ _____ <u>(1) 新設</u> _____ _____ _____ _____ <u>(2) 新設</u> _____ _____ _____ _____  <u>新設</u> _____ _____ _____ _____  <u>8</u> 自衛隊派遣要請 (略)  <u>9</u> 広域応援 (略)</p>	<p>7 消防活動 消防機関は、林野火災の発生時、関係機関の積極的な協力を求め、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより消防活動を行う<u>ほか、次により消防活動を実施するものとする。</u> <u>(1) 森林関係区面の活用、適切な消防部隊の配置、森林関係機関等の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。</u> <u>地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u> <u>また、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。</u> <u>なお、鎮圧後においては、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u> <u>(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第30節「消防防災ヘリコプター活用計画」に基づき、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。</u> <u>空中消火にあたっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行之、連携の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。</u> <u>また、防災航空室による空中消火に必要な活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、消防機関及び関係機関が事前に調整を行うものとする。</u> <u>なお、鎮圧後においては、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行うものとする。</u>  <u>8 避難措置</u> <u>市等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。</u> <u>また、市は林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。</u>  <u>9</u> 自衛隊派遣要請 (略)  <u>10</u> 広域応援 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正  防災基本計画の修正に伴う修正  防災基本計画の修正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行	修 正 案	備 考
P279	<p>第8章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p>災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。</p> <p>このため、道及び市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、<u>迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。</u></p>	<p>第8章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p>災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。</p> <p>このため、道及び市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、<u>被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画等の復興事前準備に努める</u>ものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
P281	<p>第2節 被災者援護計画 (略)</p> <p>1 罹災証明書の交付 (略)</p> <p>(4) 被害家屋の判定基準 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行なうものとする。</p> <p>判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行うが、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真<u>、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 (1) 被災者台帳の作成 ア 市長は、当該市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>災害台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第2節 被災者援護計画 (略)</p> <p>1 罹災証明書の交付 (略)</p> <p>(4) 被害家屋の判定基準 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行なうものとする。</p> <p>判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行うが、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真<u>や衛星画像、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 (1) 被災者台帳の作成 ア 市長は、当該市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用することなどを</u>積極的に検討するものとする。</p>	<p>現況に即した修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>